平成２３年（フ）第２８７号
函館市松川町26番７号、住民票上の住所函館市万代町16番18号
債務者　新谷　順次
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２９０号
函館市西旭岡町１丁目９番地７
債務者　格口　修一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３２４号
函館市中道１丁目８番12号
債務者　諸戸　三幸
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２３４号
奈良県香芝市良福寺175番地
債務者　田野　篤弘
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
奈良県御所市大字柏原1315番地の１
債務者　西村富士子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
奈良県橿原市上飛騨町153番地の６　日高山団地Ｉ－４
債務者　向井　祐生
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
奈良県御所市大字重阪694番地の１
債務者　米田　照代
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
奈良県橿原市古川町190番地の１　モア・イーストⅡ101号室
債務者　實島　智美（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
愛知県蒲郡市三谷町須田10番地３
債務者　澤村　清幸
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１８２号
愛知県蒲郡市三谷町須田10番地３
債務者　澤村ユリヱ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４９１９号
大阪市港区港晴３丁目７番15号　アワーハウス港晴202号
債務者　山口　義弘
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２２号
大阪府門真市深田町８番14号
債務者　中村　靖世
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２１６号
大阪市都島区都島中通１丁目13番23号　ハイツＡ１－４Ａ
債務者　桑田　　功
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２３４号
大阪市西区九条南２丁目９番１―915号
債務者　須田　貴恵
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２６２号
大阪府吹田市南金田２丁目15番15―101号
債務者　河村　千秋
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２８４号
大阪市天王寺区大道１丁目４番55号　第三桃井ビル601号
債務者　標　加奈子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３４０号
大阪市旭区高殿２丁目３番19号　パークサイドＪ402
債務者　中山　美保
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部